

追加の救命いかだの乗艇場所に関する事項

改正要領

安全設備規則検査要領

改正事項

追加の救命いかだの乗艇場所に関する事項

改正理由

SOLAS 条約第 III 章第 31.1.4 規則で要求される追加の救命いかだに関し、積付け場所に備え付ける設備等を明確にする統一解釈が MSC.1/Circ.1243 として回章されており、本会は既に規則に取入れている。

同統一解釈においては、追加の救命いかだが積付けられる場所には乗艇場所を配置するよう規定されており、当該乗艇場所は、通常、救命いかだの積付け位置と同一甲板上に配置されている。

しかしながら、コンテナ船等の一部の船舶において、甲板上に十分なスペースが確保できないために、当該配置が困難な場合があったことから、IMO において、このような場合の設備要件等を明確にする統一解釈の検討が行われた。その結果、2014 年 11 月に開催された IMO 第 94 回海上安全委員会（MSC94）において統一解釈が MSC.1/Circ.1490 として承認され、回章されている。本会は既に同統一解釈を外国籍船舶用規則に取入れている。

このため、国土交通省の方針に従い、統一解釈 MSC.1/Circ.1490 を日本籍船舶用規則に取入れるべく、関連規定を改めた。

改正内容

追加の救命いかだの乗艇場所を積付け位置と異なる甲板上に配置する場合の設備要件等を改めた。